

第2章 船橋市の文化芸術を取り巻く現状と課題

1 文化芸術を取り巻く社会状況

文化芸術を取り巻く社会情勢の変化として、平成29年6月に「文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第148号）」が一部改訂され、法律の題名が「文化芸術基本法」に改められました。改正の背景には、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになったことがあります。

昨今、全国的に文化団体の会員数が高齢化等により減少する等、文化芸術の担い手が不足しているという課題がある一方で、互いに理解し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成することにつなげるためにも、文化芸術の鑑賞・体験機会の確保を図ることが一層重要となっています。

そして、船橋市では、令和 8 年 2 月に改訂された船橋市教育大綱において、船橋市が力を入れて推進する取り組みとして、「生涯学習への意識を育む」ことが規定されました。

(1)国の動向

① 文化観光推進法(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律)の施行

文化の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興へと再投資される好循環を創出することを目的に、令和 2 年 5 月に施行されました。

② 「文化芸術基本計画(第2期)－価値創造と社会・経済の活性化－」の策定

令和5年3月に策定されました。国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間（平成 30 年度～令和4年度）の成果と課題を踏まえ、第1期の 4 つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和 5 年度～令和 9 年度）において推進する 7 つの重点取組、16 の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組が示されています。

③ 「障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画(第2期)」の策定

令和5年3月に、障害者文化芸術推進法第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の

理念や方針を踏まえ、策定されました。障害者文化芸術推進法に定められた鑑賞・創造・発表等の11の施策について、前計画(平成 30 年度～令和4年度)の取組状況や基本的な方針(障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化、地域における障害者の作品等の発表等による住みよい地域社会の実現)を踏まえながら、今後5年間(令和 5 年度～令和 9 年度)において総合的、複合的に施策を推進していくことが示されています。

④ 「博物館法」の一部を改正

令和4年4月に「博物館法」が改正されました。これは、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくためのものです。

主な改正内容は、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定めたこと、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務となったことなどです。

⑤ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すものとして、新たに令和7年12月に策定されました。

(2) 県の動向

① 第2次千葉県文化芸術推進基本計画の策定

令和7年3月に「第2次千葉県文化芸術推進基本計画～誰もが文化芸術に親しめる千葉～」が策定されました。第1次計画での取組状況、諸情勢の変化や課題を踏まえ、目指す姿である「誰もが文化芸術に親しめる千葉」の実現に向け、令和7年度～13年度の7年間に於いて推進する4つの施策の柱に基づき、各施策を展開されています。

【計画の位置付け】

- 文化芸術基本法第7条の2に定める「地方文化芸術推進基本計画」
- 千葉県文化芸術の振興に関する条例第7条に定める「文化芸術推進基本計画」
- 千葉県総合計画の分野別計画

② 千葉県総合計画の策定

令和 7 年 10 月に「千葉県総合計画～千葉の未来をともに創る～」が決定されました。基本構想編では、千葉の新たな飛躍に向けた6つのチャレンジが定められており、「独自の自然・文化を生かした魅力の発信と千葉に向かう人の流れの創出」が記載されています。また、実施計画編では、6つの基本目標が定められており、文化芸術分野は、「独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造」として記載されており、これらを基に、取組などが展開されていきます。

③ 「千葉県立美術館活性化基本構想」及び「千葉県立中央博物館みらい計画」の策定

今後の運営方針として令和6年3月に「千葉県立美術館活性化基本構想」及び「千葉県立中央博物館みらい計画」を策定されました。これは、美術館及び博物館を取り巻く情勢の変化や、それぞれ求められる役割の多様化等に対応し、更なる魅力向上と活性化を図るためのものです。

「千葉県立美術館活性化基本構想」では、県民に寄り添った魅力ある美術館として生まれ変わるため、「アートを問う」を理念とし、美術館が、人々が行き交い対話する場となり、千葉から未来へ新たな文化をつむぐことを目指しています。

また、「千葉県立中央博物館みらい計画」では、中央博物館が、県内博物館の中心となり、自然と歴史、文化に関する県民の知的需要にこたえ、生涯学習及び地域づくりに貢献し、ひいては科学の進歩・社会の発展に寄与することを目的としています。

時期	法律の制定、主な改正内容等
平成 13 年 12 月	● 「文化芸術振興基本法」が施行
平成 17 年 7 月	● 「文字・活字文化振興法」が施行
平成 20 年 4 月	● 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行 地方公共団体の長が、文化(文化財を除く)・スポーツに関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができるようになる。
平成 24 年 6 月	● 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行
平成 24 年 9 月	● 「古典の日に関する法律」が施行
平成 29 年 6 月	● 「文化芸術振興基本法」の一部を改正 これにより、「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」となる。
平成 30 年 6 月	● 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行 ● 「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が施行 ● 「文化財保護法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法

	律」の一部を改正 地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされていたが、条例により地方公共団体の長が担当できるようになる。 ● 「文部科学省設置法の一部を改正する法律」が施行 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進が位置付けられる。また、文化庁が中核となって国の文化行政を総合的に推進していく体制が整備される。さらに、芸術に関する教育に関する事務及び博物館に関する事務が文化庁に移管される。
令和 2 年 5 月	● 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)」が施行
令和 3 年 4 月	● 「文化財保護法」の一部を改正 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設される。
令和 4 年 4 月	● 「博物館法」の一部を改正

2 船橋市の文化的特徴

船橋市は約3万年前の旧石器時代から人が住み、営みを続けてきた地域で、縄文・弥生・古墳時代の遺跡が点在します。江戸時代には、江戸と成田・東金・上総を結ぶ宿場町として栄え、俳人や絵師が訪れる句会や絵画講習が開催され、文化的交流が活発化しました。明治以降は鉄道の開通により商業が飛躍的に発展し、昭和初期には寄席やダンスホールが建ち並ぶなど、市民が日常的に芸能を享受できる環境が整いました。

戦後は図書館や公民館等の社会教育施設が整備され、昭和 22(1947)年に男声合唱団、昭和 30(1955)年に県内初の市民吹奏楽団が結成されるなど、市民主体の文化活動が活発化しました。高度経済成長期に急増した人口とともに小中学校も増設され、子供たちの文化活動も盛んになり、教育委員会による楽器貸与などの取り組みもあり、現在に至るまで多くの学校が全国コンクールで輝かしい実績を残しています。こうした歩みを象徴するのが、平成 6 年に始まった「音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭」です。今日では出演者・来場者が 4 千人規模の一大イベントとして、市民に親しまれています。

また、平成 11(1999)年には(財)清川記念館から船橋ゆかりの作家等の美術品が寄贈され、市所蔵の美術コレクションの中核が形成されました。さらに、取掛西貝塚は平成 29 年度の発掘調査を経て令和3年に市内初の国史跡に指定され、埋蔵文化財の記録保存と祭礼・神楽等の伝統行事継承に向けた支援が進められています。

さらに、文化芸術を支える環境整備として、昭和 53 年に「市民文化ホール」、平成 5 年には「市民ギャラリー」と「茶華道センター」、さらには平成 15 年の「市民文化創造館(きららホール)」が開館

しました。

こうした先史時代から現代に至るまでの歴史的層と、市民を中心に継続してきた文化活動が相互に作用し、船橋の文化・芸術は成り立っています。

3 方針に係るアンケート結果

本方針の策定における基礎資料として、文化・芸術に対する関心度やニーズ等についてのアンケート調査を市民、文化・芸術団体等を実施し、本市の文化・芸術の現状や課題を調査しました。

(1)調査対象

市民向け：船橋市在住の18歳以上の市民3,000人を無作為抽出

団体向け：船橋市で活動している文化・芸術関連の団体859団体

障害福祉施設：生活介護・短期入所・施設入所支援・日中一時支援の各事業所

(2)調査期間

令和7年7月16日(水)～7月31日(木)

(3)調査方法

市民・団体：郵送により配布、郵送及びwebにて回収。

障害福祉事業所：メールで送付、オンライン申請にて回収。

外国人：対面により配布、窓口にて回収。

(4)回収率

	市民	団体	障害福祉施設	外国人
配布数	3000	859	69	5
回収数	873	492	23	5
回収率	29.1%	57.3%	33.3%	100%

(5)アンケートの分析

① 市民

文化芸術への関心・鑑賞・活動状況：

この 1 年間に何らかの文化芸術を鑑賞した市民は 86.3%で、9 割近い高水準。文化芸術の鑑賞に「関心がある」と答えた割合も 78.7%に達し、特に若い世代ほど高い傾向があります。また、文化芸術活動の実施率は 39.1%で、全国平均(13.6%)を大きく上回っており、特に音楽分野が盛んです。

鑑賞・活動を妨げる要因と求められる環境：

鑑賞しなかった理由では「時間がない」「興味ある催しがない」がともに 24.0%、「情報が得られない」が 16.0%でした。一方、鑑賞しやすくする条件として「居住地の近くで鑑賞できる」が 63.7%で最多でした。

情報発信・認知と今後の期待：

市の文化振興で力を入れるべき取組として「文化芸術に関する情報発信の充実」は 48.9%で最多。また、文化芸術を活かしたい分野として「まちづくり・地域活性化」が 53.2%と最も高く、他分野連携への期待が数値にも表れています。

自由記述で多い意見

- 鑑賞・体験機会の充実と誰もが参加しやすい環境づくり
- 高齢化を踏まえた文化芸術活動の継続と世代継承
- 交流・情報発信を通じた広がりへの期待
- 文化活動の場・施設に対する期待と工夫への要望

② 団体

活動の効果と課題：

活動頻度は「月 2～3 回程度」が 48.4%で最多となっており、活動の効果で最も多いのは「仲間づくり」の 73.4%となっています。一方、文化芸術団体では会員の平均年齢が 60 代以上と回答した団体が多く、担い手の循環が今後の課題として共有されています。

活動への支援：

「活動場所の提供」が 49.4%で最も多く、次いで「PR の場の確保」が 29.1%、「活動資金の援助」が 27.0%となっています。

文化芸術振興のための取り組み

「文化施設の整備・充実」が 55.3%で最も多く、次いで「文化イベントの開催」が 42.7%、「文化団体への支援」が 33.9%となっています。

③ 障害福祉事業所・外国人

「文化芸術鑑賞を行っている」又は「文化芸術活動を行っている」と回答した障害福祉事業所は43.4%でした。障害者による文化芸術鑑賞・活動を推進していくための課題として、「障害福祉サービスなどの支援で手一杯のため、文化芸術活動に割くための時間がない」が最多の回答その他は、「文化芸術活動に関する支援や情報が事業所や障害者本人に十分届いていないこと」や「物理的障壁がある」と回答した事業所が多くありました。外国人からは、「日本の伝統文化のイベントへの案内」や「やさしい日本語を活用してほしい」との意見がありました。

4. アンケート調査結果に基づく現状分析

① 高い関心・鑑賞率の維持・拡大、参加につなげる工夫

本市では文化芸術への関心や鑑賞率が高く、特に若い世代ほど関心が高い傾向が見られます。一方で、時間的制約や情報不足などにより、関心があっても参加できていない市民も一定数存在することから、多くの市民が文化芸術活動に参加できる取り組みが必要です。

② 市民主体の活動を支える場・施設の確保、担い手の循環

音楽を中心に、市民主体の文化芸術活動は活発に行われています。一方で、団体の高齢化や、活動の継続・次世代への継承が課題となっています。そのため、新たな参加者が関わりやすい仕組みづくり、活動内容に応じた場・施設の確保が必要となっています。

③ 情報発信の工夫と認知の向上

市内の文化芸術イベントや市ゆかりのアーティストについて、市民への認知が十分とはいえない状況です。世代ごとに異なる情報取得手段を踏まえ、広報紙や SNS 等を活用した効果的な情報発信が求められています。

④ 誰もが参加しやすい環境づくりと他分野との連携

年齢や障害の有無にかかわらず文化芸術に参加しやすい環境づくりへの期待が示されています。併せて、文化芸術をまちづくりや地域活性化などと連携させる視点が求められています。

★以降、船橋市の文化施設の施設情報を記載★